

どこに相談したらいいかわからない。

しゅうしょく
就職がなかなか
できない。

やとぬし
雇い主とのトラブル
を抱えている。

たじゅうさいむ りこんもんだい
多重債務や離婚問題

貸付について
相談したい。

アルコール・ギャンブル
などの問題を抱えている。

ニート、その他
家族の相談がしたい。

こころの悩み
を聞いてほしい。

家賃や税金
が払えない。

生活費に
困っている…

何かしたいけど
何からはじめていいのかわからない

ご相談
ください。

ひとりで
悩まず

就職や仕事のこと、生活のこと、家計のことなど一緒に考えましょう。

相談無料
秘密厳守

沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

南部 tel.098-851-7105

南風原町宮平 496-21 SKSビル1F

【管轄地域】西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、渡名喜村、渡名喜村、座間味村、栗国村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町

南部支所 tel.098-917-5407

那覇市泉崎 1-20-1-6F(グッジョブセンターおきなわ内)

中部 tel.098-923-0881

沖縄市美原 1-11-3

【管轄地域】恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村

北部 tel.0980-43-0240

名護市大中 3-9-1 ろうきん 2F

【管轄地域】国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

久米島 tel.098-851-8335

【管轄地域】久米島町 久米島町字儀間 5

開所日時：月曜日～金曜日（祝日、慰霊の日、年末年始を除く）8:45～17:15

相談時間：9:00～12:00・13:00～16:00



南部

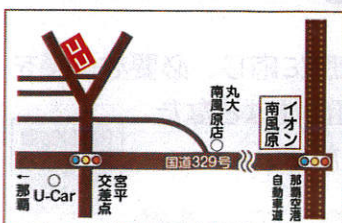


中部



北部

※この事業は生活困窮者自立支援法に基づき、沖縄県からの委託を受けて、公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会が運営しています。



南部



南部支所



中部



北部

生活困窮者自立支援制度

対象となる方

沖縄県町村部に居住している方で、失業等により経済的な問題で生活に困っている方、ニートなど働くことに不安を抱えている方、家族のことで悩んでいる方など、生活や就職の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。年齢に制限はございません。(生活保護を受給している方は支援対象外となります。)

自立相談支援事業

あなただけの支援プラン

生活について困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行っていきます。また、さまざまな事情で家から出られない方、地域から孤立して生活している方などに、アウトリーチ(訪問支援)を通して関わり、その方の自立、社会参加に向けた支援を行っていきます。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を確保して自立

離職などによって住居を失った方または失うおそれのある方に、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、家賃相当額(上限あり)を一定期間支給します。給付金支給期間中、生活の土台となる住居を確保した上で就職に向けた支援を行っていきます。*要件あり

※支給の審査及び決定等は福祉事務所でしています。

一時生活支援事業

衣食住を確保して自立

住居を持たない方、ネットカフェなどの不安定な居住形態にある方へ、必要な衣食住の支援を一定期間行います。生活面をやりくりしながら、自立に向けた次のステップと一緒に考え実現していきます。*要件あり

家計改善支援事業

お金の困りごとを一緒に考える

家計の問題を抱えた方の相談に応じ、相談者と一緒に家計計画表等を活用しながら「家計再生プラン」を作成し経済状況の立て直しを支援します。*必要に応じて債務整理や貸付(生活福祉資金)あっせん等の支援を行っていきます。

就労訓練促進事業

柔軟な働き方による就労訓練の場の提供

すぐに一般就労することが難しい方のため、その方にあった作業機会を提供する就労訓練(いわゆる「中間的就労」)の制度があります。希望者を就労訓練につなぐことで自立に向けた支援を行っていきます。

就労準備支援事業

自立に向けた基礎能力の確認・回復・養成

「社会との関わりに不安がある」、「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など直ちに就労困難な方に一定期間のプログラムに沿って日常生活や社会生活に必要な基礎能力を養いながら就労自立に向けた支援や就労機会の提供を行います。*要件あり

※就労準備支援事業は豊見城市、うるま市、沖縄市と共同で行っています。

生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業

子どもたちのやる気をサポート

学習機会や居場所を提供する学習・生活支援事業に子どもたちをつなぐことを通して、子どもと保護者の双方に必要な支援、世帯個々人の支援、世帯全体の包括的支援を行っていきます。

※これらの事業は生活困窮者自立支援法に基づく事業です。

生活保護制度 ～沖縄県からのお知らせ～

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにお住まいの地域の福祉事務所までご相談ください。

※生活保護制度は、沖縄県及び各市の福祉事務所が実施しています。 沖縄県内の福祉事務所 生活保護相談窓口一覧

